マネジメントシステム認証機関 に対する認定の補足基準 - 航空宇宙品質マネジメントシステム-

JAB MS101:2012

第 4 版: 2012 年 4 月 2 日 第 1 版: 2007 年 5 月 11 日

公益財団法人日本適合性認定協会

序文

この基準は、JIS Q 9100 航空宇宙品質マネジメントシステムの審査及び認証を行うマネジメントシステム認証機関に対する固有の要求事項を規定するために、2012 年に発行された SJAC9104-1 を基に技術的内容を変更することなく、かつ、JAB MS100(JIS Q 17021)の構成に従って作成したものである。

IAQG(International Aerospace Quality Group)は、その活動において、国際的に一致する品質マネジメントシステム規格(AS 9100、EN 9100、JIS Q 9100) を制定し、また、この品質マネジメントシステム規格に基づいたマネジメントシステムを審査、認証するための要求事項、並びに当該審査、認証制度を管理するための要求事項を規定する"IAQG 9104-1:Requirements for Aviation, Space, and Defense Quality Management System Certification Programs"を制定した。

SJAC9104-1 は、IAQG 9104-1 の日本語版として日本航空宇宙工業会(SJAC)が作成、発行した規格であり、IAQG によって他の IAQG セクターが発行した同種規格との同等性が確認されたものである。

1. 適用範囲

この基準は、JIS Q 9100「品質マネジメントシステムー航空,宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項」に基づくマネジメントシステムの審査及び認証の能力、一貫性及び公平性、並びにこれらの審査及び認証を行う第三者適合性評価機関(以下、「認証機関」という)に対する原則及び要求事項を規定する。

この基準は、公益財団法人 日本適合性認定協会(以下、「本協会」という)が認証機関を審査し認定するために使用する。

備考:この基準は、JAB MS100との関係において、JIS Q 17011の7.1.2 b)で規定されている航空、宇宙及び防衛に係る認定分野に特有の「認定の要求事項を記載した文書」にあたる。

2. 関係文書

次に掲げる文書は、この基準に引用されることによって、この基準の規定の一部を構成する。この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト(www.jab.or.jp)で閲覧及びダウンロード可能。

JIS Q 9000	品質マネジメントシステム-基本及び用語
JIS Q 9001	品質マネジメントシステムー要求事項
JIS Q 9100	品質マネジメントシステム-航空, 宇宙及び防衛分野の組織
	に対する要求事項
JIS Q 17000	適合性評価-用語及び一般原則
JIS Q 17011	適合性評価-適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般

要求事項

JIS Q 19011	マネジメントシステム監査のための指針				
SJAC 9101	品質マネジメントシステム 航空,宇宙及び防衛分野の組織				
	に対する審査要求事項				
SJAC 9102	航空宇宙 初回製品検査要求事項				
SJAC 9103	航空宇宙 キー特性管理				
SJAC 9104-1	航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プ				
	ログラムに対する要求事項				
SJAC 9104-2	航空宇宙 品質マネジメントシステム 審査登録制度のオーバー				
	サイト要求事項				
SJAC 9104-3	航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項				
JAB MS100	マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準				
$JAB\ MS200$	マネジメントシステム認証機関の認定の手順				
JAB MS201	マネジメントシステム認証機関の認定の補足手順				
	航空宇宙品質マネジメントシステムー				
JAB MS301	「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」につ				
	いての指針-サンプリングに基づく多数サイトの認証-				
$JAB\ MS302$	「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」につ				
	いての指針-認定されたマネジメントシステム認証の移転-				
JAB MS303	「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」につ				
	いての指針-先進的サーベイランス・再認証手順-				
JAB MS304	「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」につ				
	いての指針-認定されたマネジメントシステム認証のための				
	コンピュータを使った審査技法("CAAT")-				
JAB MS305	「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」につ				
	いての指針 $-QMS$ 及び EMS 審査の工数 $-$				

備考: この基準の 5 以降の本文に対応する SJAC 9104-1 の条項番号を【 】で囲んで表示している。

3. 用語及び定義

この基準で用いる主な用語の定義は、JAB MS 100、JIS Q 9000、JIS Q 9001、JIS Q 9100、 JIS Q 17000 及び JIS Q 17011 によるほか、SJAC 9104-1 及び SJAC 9101 による。

4. 原則

この基準で用いる原則は、JAB MS100 による。

5. 一般要求事項

5.1 この基準に基づきJIS Q 9100 品質マネジメントシステム認証 (以下、「JIS Q 9100 認証」という) に係る認定を希望する認証機関は、本協会及び/又はIAF MLAに加盟している認定機関からJIS Q 9001 品質マネジメントシステム認証 (以下、「JIS

- Q 9001認証」という)に係る認定を受け、少なくとも1年以上の認証活動の実績がなければならない。【6.1】
- 5.2 認証機関は、JAB MS100、JAB MS301、JAB MS302、JAB MS303、JAB MS304 及びJAB MS305に規定する要求事項に加え、この基準、SJAC 9101及びSJAC 9104 シリーズ (SJAC 9104・1,・2,・3) に含まれる、認証機関に対するすべての要求事項に 適合することを確実にしなければならない。【6.6】
- 5.3 認証機関は、JIS Q 9100認証に係る認定を維持するため、JAB MS100に基づくJIS Q 9001認証に係る認定を維持しなければならない。 【6.3】
- 5.4 認証機関及び同じ法人のいかなる部門も、その組織の一部として、マネジメントシステム又ステムコンサルティングをもってはならない。また、品質マネジメントシステム又は航空宇宙品質マネジメントシステムのコンサルティングを申し出たり、提供してはならない。また、認証の対象となる組織に対して内部監査を行ってはならない。マネジメントシステムに関連する活動の終了から最低限2年間、いかなるマネジメントシステムのコンサルティング又は内部監査を実施しているいかなる個人又は組織と認証機関との間に許容できない関係がある場合又は認証プロセスに対する許容できない脅威がある場合、認証機関は、当該マネジメントシステムを認証してはならない。2回以上の予備審査は、コンサルティングと見なさなければならない。【6.7 k)】
- 5.5 認証機関は、認証機関又は組織のJIS Q 9100認証の運営に影響する、IAQG及び航空宇宙審査登録管理委員会(以下、「JRMC」という)によるICOP(Industry Controlled Other Party)スキームのOPMT(Other Party Management Team)レゾリューションを入手し、レビューし、実施するプロセスを文書化しなければならない。

なお、このレゾリューションにより、この基準又はJAB MS201に見直しが必要になった場合、本協会は、その内容を認証機関に通知する。【6.7~e)】

- 6. 組織運営機構に対する要求事項
 - 6.1 認証機関は、JIS Q 9100認証活動を行うための全般的な責任をもつ単一の事務所(本部又は主たる事務所。以下、「事務所」という。この事務所とは別の認証機関の事業所については、以下、「事業所」という)の所在地を特定しなければならない。また、JIS Q 9100認証活動についての設計、開発及び維持に関する認証機関の事務所の責任及び権限は、認証機関の事務所に雇用されている、又は直接契約している一人又は複数の要員を介さなければならない。認証機関は、この要員を正式に特定しなければならない。【5.3 b)】

初版:2007-5-11 -4/12- 第4版:2012-4-2

6.2 認証機関は、航空宇宙品質マネジメントシステム審査員(以下、「審査員」という)に対する初回の資格付与及びパフォーマンス監視、申請のレビュー、審査チームの指名、報告書のレビュー、認証の決定及び認証文書の発行を含む、JIS Q 9100認証活動のすべてが、認証機関の事務所が雇用又は直接契約した(すなわち、認証機関と個人との間の書面による合意を通じて)力量のある要員によって実施し、管理するようにしなければならない。【5.3 c)】

備考: 航空宇宙品質マネジメントシステム審査員とは、SJAC 9104-1 にて定義されている審査員である。

6.3 認証機関は、この基準で要求される活動のいずれも、アウトソースしてはならず、 また、事務所以外の事業所に展開してはならない。

また、JIS Q 9100認証について、JAB MS200 A1.1.1に規定されているクリティカルロケーションを使用してはならない。クリティカルロケーションは、IAQG又は JRMCからも認められない。【5.3 c)】

7. 資源に対する要求事項

7.1 経営層及び要員の力量

認証機関の経営層は、公平性委員会が、次の要員を、その構成の一部として有することを確実にしなければならない。

航空、宇宙又は防衛分野の産業で関連する業務経験を通じて、航空、宇宙又は防衛 分野の産業に継続的に関与している要員(すなわち、航空宇宙製造業/整備業、航 空局、航空宇宙業界団体又は同等なものへの関与)。【6.4】

- 7.2 認証活動に関与する要員
- 7.2.1 審査員の力量、評価、資格証明及び再資格証明に対する要求事項は、この基準のほか、SJAC 9104-1 7及びSJAC 9104-3による。 【7】
- 7.2.2 認証機関は、JAB MS100、SJAC 9104-3及びこの基準の要求事項に従って、力量があり、かつ、資格証明された審査員を用いなければならない。認証機関が、他のIAQGセクターで資格証明を受けている審査員を用いる場合には、認証機関は、審査員に対して、(例えば、現地の法規制などについての)適切な追加の教育・訓練を提供するとともに、認証機関の審査員教育・訓練プログラムに従って、当該教育・訓練の記録を維持しなければならない。【6.7 c)】
- 7.2.3 認証機関は、認証の決定に係る、航空、宇宙又は防衛分野に関する力量をもつ要員を持たなければならない。

この役割に要求される最低限の航空、宇宙又は防衛分野の力量は、次の事項に関する知識を有することとして定義される。

a) JAB MS100 (JIS Q 17021)

初版:2007-5-11 -5/12- 第4版:2012-4-2

- b) 認証機関に適用されるSJAC 9104シリーズのすべて
- c) SJAC 9101
- d) JIS Q 9100
- e) 認証のために組織を審査した審査員のアウトプットを理解し解釈するために必要な、IAQGセクター固有の用語、プロセス、慣行及び製品に関連する要求事項を理解することができる航空、宇宙及び防衛分野の産業に関する十分な深さの知識

認証機関は、JAB MS100に従って、認証の決定を行う要員の力量の要求事項を文書化し、これらの要求事項を達成していることを実証する記録を維持しなければならない。【6.7~a)、b)】

- 8. 情報に関する要求事項
 - 8.1 JIS Q 9100の認証文書(以下、「認証文書」という)に対する要求事項は、SJAC 9104-1 8.6によるほか、次の8.2~8.4による。【8.6】
 - 8.2 認証機関は、JIS Q 9100審査データをOASIS (Online Aerospace Supplier Information System) データベースに入力することを確実にする責任を持たなければならない。

認証機関は、データベース内の組織の窓口情報、組織に関連するOASIS利用者、データベース内での組織の審査結果への外部からのアクセス、及びOASISデータベースフィードバックを管理するため、組織がOASISデータベース管理者を設置することを確実にしなければならない。

初回の認証審査時に、組織によって、OASISデータベース管理者が特定され、OASISデータベースに登録されていなければならない。また、組織がOASISデータベース管理者を特定し、OASISデータベース内で登録しない限り、認証機関は、認証文書(すわなち、初回認証、再認証、認証の変更)を発行してはならない。

認証機関は、組織がOASISデータベース管理者を維持していない場合には、認証サイクルの期間中に認証を一時停止してもよい、又は再認証の認証文書の発行を遅らせてもよい。【6.7 h)、i)、12.3】

また、認証機関は、組織のJIS Q 9100認証を一時停止又は取消した際に、OASISデータベースがアップデートされるように、この基準とは別にJRMCが定める方法に基づき、必要な手続きを行わなければならない。【8.7】

8.3 認証機関は、本協会から認定を受けるまで、いかなる ${
m JIS~Q~9100}$ 認証文書も、発行してはならない。また、本協会によって、 ${
m JIS~Q~9100}$ に関する認定の授与が決定される前に、組織に対して、いかなる ${
m JIS~Q~9100}$ 認証文書を発行できることを暗示するような契約上のコミットメント又は別の形で保証することを行ってはならない。

[6.2]

8.4 認証機関は、審査報告書、不適合報告書、チェックリスト又は組織特有情報の様式の中のデータは、データを作成、収集、使用する関係者の間で、機密事項 (confidential) (一般的には、所有権 (proprietary) や守秘事項 (sensitive) として参照される)として扱われなければならない。また、認証機関において認証された組織に関するデータを扱う者は、組織の競合者とデータを共有してはならない。しかし、このデータは、適宜、本協会、JRMC、関係省庁及びIAQG OPMTによる審査又はレビューの対象とすることができる。【19.1、19.2】

9. プロセス要求事項

- 9.1 一般要求事項
- 9.1.1 認証機関は、この基準に従って、審査した組織に対するJIS Q 9100認証の授与、維持、縮小、一時停止、移転及び取消しに関する手順、ツール及び手法を、認証機関のシステムの中にもたなければならない。【6.7 d)】なお、認証機関が、認証を一時停止する場合、認証機関と組織との間で、適切な処置の方向について合意しなければならない。処置の方向について合意に至らない場合には、認証機関の適切な苦情処理手順が行使されなければならない。【8.5 b)】
- 9.1.2 認証機関が、JIS Q 9100認証に関する認定の一時停止を受けた場合、認証機関は、 次の事項を確実にしなければならない。 【5.3.7 e)】
 - a) 既存の及び申請中の組織のすべてに、一時停止の状態になったことと組織に影響を及ぼし得るいかなる結果も、認証機関が一時停止を受けた日から暦日 15 日以内に、通知する。
 - b) 要求されているサーベイランス及び再認証審査を継続して実施する。
 - c) 初回認証のための第1段階審査は実施しない。
 - d) 認証範囲の拡大は実施しない。
 - e) JIS Q 9100 認証の他の認証機関からの移転は受け入れない。
 - f) 認証の信頼性を確実にするために、一時停止期間中、いかなる組織への(新規又は再認証の)認証の発行に関する条件及び管理方法を定め、本協会から文書化した合意を得る。
 - g) 本協会及び/又は JRMC の要請に応じ、一時停止期間中に発行した(新規又は再認証の)認証すべての文書化されたリストを、本協会及び/又は JRMC に提供する。
 - h) 該当する場合、一時停止により、本協会が他に課す条件を忠実に守る。
- 9.1.3 認証機関は、JIS Q 9100認証活動において、この基準及びJAB MS303で規定されている、先進的サーベイランス・再認証手順(ASRP)の利用が許可されている。認証機関は、ASRPの利用に先立ち、JAB MS200 附属書Bに従って、本協会の認

定を受けるとともに、この基準の要求事項に適合しなければならない。【6.9】

- 9.1.4 認証機関は、JIS Q 9100認証活動において、この基準及びJAB MS304で規定されている、認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法(CAAT)の利用が許可されている。認証機関は、該当する場合、JAB MS200附属書Cに従って、本協会の承認を受けるとともに、この基準の要求事項に適合しなければならない。【6.10】
- 9.1.5 審査チーム並びにその選定及び任務に対する要求事項は、SJAC 9104-1 6.12及び 8.3による。【6.12、8.3】
- 9.1.6 JIS Q 9100認証構造の特定、及び審査工数の計算を含む審査計画に対する要求事項は、SJAC 9104-1 8.1、8.2、8.2.1及び8.2.2による。【8.1、8.2、8.2.1、8.2.2】
- 9.1.7 ASRP及びCAATの適用に対する要求事項は、この基準の9.1.3、9.1.4及び9.1.6のほか、SJAC 9104-1 8.9及び8.10による。【8.9、8.10】
- 9.1.8 審査報告に対する要求事項は、SJAC 9104-1 8.4及び8.5による。【8.4、8.5】
- 9.2 初回審査及び認証
- 9.2.1 認証機関は、組織に対する審査プログラムを第1段階審査前に作成し、利用可能としなければならない。【8.2.4】
- 9.2.2 JIS Q 9001認証をもつ組織がJIS Q 9100認証へアップグレードする場合の要求事項は、SJAC 9104-1 8.2.5による。【8.2.5】
- 9.2.3 認証の移転に対する要求事項は、SJAC 9104-1 8.8による。【8.8】
- 9.2.4 認証機関は、JIS Q 9100審査についての契約又は審査を実施する前に、審査員が アクセスする対象になり得る機密事項又は輸出入制限を組織に開示すること、ま た審査サービス契約及び審査計画活動に含めることを確実にしなければならな い。この審査員のアクセスに関する開示及び合意事項の記録を維持しなければな らない。

また、認証機関は、組織の適合性を確認するために十分な深さの審査ができないプロセスを認証範囲に含めてはならない。プロセスが審査できず計画していた認証範囲から除外されるものについては、その除外は、JIS Q 9100の中で許容されるプロセスに限定しなければならず、組織によって有効に文書化されていなければならない。認証機関は、プロセスの除外が、許容される除外になっていない場合には、組織の品質マネジメントシステムを認証してはならない。

 認証機関は、本協会及び業界監査員所属組織が制約事項をレビューして必要な手配を実施するため十分な時間をもてるように、いかなる計画された組織審査立会に先立ち、本協会及び業界監査員に当該管理対象(制約事項)を連絡することを確実にしなければならない。【6.11】

9.3 サーベイランス活動、再認証及び特別審査

認証機関は、審査工数に影響を与える組織の重大な変更について、要求された審査 プログラムの変更を決定するため、毎年レビューすることを確実にしなければなら ない。【8.2.4】

また、認証機関は、すべてのサーベイランス及び再認証審査の際に、組織の現在の OASIS データベース管理者が特定されていることを検証しなければならない。【6.7 i)】 また、サーベイランス及び特別審査において、審査チームリーダーは、記録された 不適合が既存の認証に悪影響を及ぼすかどうかを受審組織に説明しなければならない。【8.5 b)】

10. 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項

認証機関に対するマネジメントシステム要求事項は、JAB MS100 による。

なお、認証機関は、最低限 6 年間、JIS Q 9100 認証活動に関係する記録を維持しなければならない。 【17.1】

1 1. JRMC の監視活動及び OASIS データベースの運用に関連する要求事項並びに認証機関及び組織の責任

11.1 全般

- a) 認証機関は、発行する認証文書の継続的な完全性と有効性を確実にする責任を有する。【6.71)】
- b) 認証機関は、この基準の該当する要求事項が、認証機関と個々の組織との間の法的に拘束力のある合意の一部であることを確実にしなければならない。また、法的に拘束力のある合意が、認証範囲に含まれるすべての事業所に適用していなければならない。【6.7 m)】
- c) JIS Q 9100 認証を受けた組織は、SJAC 9104 シリーズの JIS Q 9100 プロセスの中に定義されている ICOP スキームの義務、責任及び要求事項に従わなければならない。認証機関は、SJAC 9104-1 18 に規定されている要求事項を組織に指示しなければならず、可能な場合には、それらを契約に含めなければならない。認証を受けた組織がこの要求事項を満たさない場合には、これを原因として ICOP スキーム及び OASIS データベースの登録リストから取消しされなければならない。【18.1、18.2、18.3】
- d) 認証機関は、SJAC 9104-1 6.7 j)に基づいて、苦情/問題解決のプロセスを確立しなければならない。【6.7 j)】
- e) 認証機関は、この基準及び SJAC 9104 シリーズの適用又は実施に関するすべて の問題について本協会に照会することができる。本協会は、問題の解決にあたり

必要がある場合は、JRMCに照会する。SJAC 9104 シリーズに関する問題の結論は、JRMCによる決定が最終となる。

11.2 JRMCの監視活動に関連する事項

- a) JRMC の監視活動に関する事項は、SJAC 9104-2 に記載されている。認証機関は、SJAC 9104-2 に記載される要求事項への適合を確実にしなければならない。 【9 a)】
- b) JRMC、本協会及び/又は認証機関が適切であると判断した場合、本協会による 組織審査立会結果及び審査員力量の問題に関するデータが、審査員の資格証明に 責任がある審査員資格証明機関と共有されることを受け入れなければならない。 【9 c)】
- c) 認証機関は、JRMC 及び本協会による定期的なサーベイランス、更新審査及び立会評価に同意するとともに、JRMC 及び本協会による審査計画プロセスに積極的に関与しなければならない。 【6.7 f)】
- d) 認証機関は、JRMC が本協会の行う認定審査に立ち会うことを受け入れなければならない。【5.1 b)】
- e) 本協会は、ICOPスキームの実施及び維持に関係する本協会及び認証機関の記録及び情報すべてに対する「アクセス権」を、アジアパシフィックセクターの IAQGメンバー会社及び該当する監督官庁に提供する。このアクセスには、本協会に対する国際認定フォーラム (IAF) の「相互評価」に関連する情報又は記録が含まれる。認証機関はこの「アクセス権」に同意しなければならない。【5.1 b)、c)】
- f) 認証機関は、要求された場合には、IAQGメンバー会社、本協会及び法規制当局が、当該施設及び記録についてアクセスすることを許容しなければならない。この「アクセス権」には、認証機関による組織審査の立会いを含む。認証機関は、この「アクセス権」が、認証機関の依頼者の施設及び関係する記録に対して、契約要求として展開されることを確実にしなければならない。【6.7 g)】

11.3 OASISデータベースの運用に関連する事項

認証機関及び組織は、OASIS データベースのフィードバックプロセスについて、SJAC 9104-1 14 に基づき運用するものとする。また、この基準、SJAC 9104-1 12 及びこの基準とは別に JRMC が定める規定又は通知等に基づき、データ入力を含む、OASIS データベースの運用に関する活動を行わなければならない。

なお、OASIS データベース中のデータの正確さに対する責任は次表による。【6.7 h)、12、14】

データ区分	責任	
組織	組織	
審査及び認証	認証機関	
審査員	審査員	

改 定 履 歴(公開文書用)

		1	T	1
版番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2007-5-11	ASプログラ ムマネジャ ー	
	(中略)			
4	SJAC 9104-1の発行に伴う改定	2012- 4-2	ASプログラ ムマネジャ ー	
		}		
				h
	ł		·	
	1			
1	<u> </u>	J	[LJ

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1 五反田 AN ビル 3F Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。

初版:2007-5-11 -12/12- 第 4 版:2012-4-2